

森林整備センター受託販売素材入札案内

余別造林地(素材) 販売明細書

余別造林地(素材)の販売を一般競争入札により次のとおり行いますので、購入御希望の方は、本販売明細書、道木連入札規定(町有林木(素材))、道木連入札心得書並びに造林木(素材)買受誓約書条項を熟読承知のうえ、現物を熟覧して入札に参加して下さい。

令和3年8月3日

北海道木材産業協同組合連合会

代表理事長

松原正和

物件の展示場所 : 積丹町 野塚土場
入札開催の日時 : **令和3年8月19日(木) 13:20開始 13:30締切**
入札場所 : 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番地
北海道森林管理局 3階 大会議室
主催 : 北海道木材産業協同組合連合会
事務担当 : 吉田、半澤

札幌市中央区北4条西5丁目1番地

販売物件の搬出期間 : 別紙「森林整備センター委託販売物件一覧」のとおり

競争参加資格 : ① これまで北海道木材産業協同組合連合会が実施している国有林材の受託販売に参加している者であること。
② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(手続開始の決定後、上記(2)の再認定を受けた者を除く。)
③ 開札の日において、森林管理局及び森林整備センターから指名停止措置を受けている者でないこと。
④ 造林木(素材)買受誓約書の提出を出来る者であること。

入札手続等 : 担当部署
〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地(林業会館3F)
北海道木材産業協同組合連合会
電話番号 011-251-0683

ファクシミリ 011-251-0684

入札書、道木連入札心得書、町有林木(素材)売買誓約書の掲載場所
北海道木材産業協同組合連合会ホームページ(ウッドプラザ北海道)
アドレス : <https://woodplaza.or.jp/> お知らせ欄に掲載

※ホームページが閲覧できない場合は、上記 6 (1) の担当部署あて
お問い合わせ下さい。

その他注意事項

入札は、別添「道木連入札規定」及び「道木連入札心得書」に基づき行いますので、前もってご高覧を賜り、土場で販売物件を熟覧のうえ、ご入札くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、以下項目については、以下のとおりとする。

入札保証金 免除する。

ただし、落札者が契約を結ばないときは、契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5に相当する金額を違約金として納めること。

契約保証金 免除する。

ただし、買受人が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納めること。

道木連入札規定 造林木（素材）

- 1 入札方式 : (1) 投票入札方式とし、道木連の指定する入札書用紙を使用して、物件ごとに別葉として物件番号、入札金額など所定の事項を記入し入札してください。
なお、北海道森林管理局の入札書用紙で入札された方も有効とします。
- (2) 郵便入札の場合は、二重封筒の表に「郵便入札」と朱書きし、森林整備センター（余別造林地）と記入した封筒に入札書を入れて下さい。
- 8月18日(水) 17時まで必着するよう配達証明をもって、
- 〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地
北海道木材産業協同組合連合会
代表理事会長 松原 正和 あて郵送願います。
- 2 入札保証金 : (1) 入札保証金は10万円とし、入札開始の30分前までに現金又は金融機関の保証小切手で道木連に納付願います。この保証金は落札者のお買上げ代金に充当し、落札がない場合は返還します。
- (2) 前項にかかわらず、直前一年間において道木連と取引実績を有する方、又は国有林野事業林産物の一般競争参加資格（一般資格）を有する方については入札保証金の納付を免除します。
ただし、この場合の落札者が契約を締結しないときは違約金として落札金額の5%相当額を徴収します。
- 3 入札価格 : (1) 入札価格は100円単位とし、端数がある場合は切上げとします。
- (2) 消費税10%は代金請求のさいにお買上げ代金に加算しますので、入札に当たっては消費税を含まない一物件当たりの金額で入札願います。
- (3) 有効札の中の最高値をもって落札とし、最高値が複数、同額の場合は抽選により決定します。
- (4) 開札の結果、最低販売価格に達する札がないときは、原則として再入札を行います。
- 4 入札物件 : 入札物件の数量、長級、径級、品等は明細書どおりとし、異議申立ては受入れません。
- 5 代金の決済 : (1) お買上げ代金の決済期限は、令和3年8月30日(月)とし、現金又は金融機関による保証手形とします。
- (2) 支払保証手形の支払期日は、入札日から120日（令和3年12月16日(木)）とし、支払保証手形の額面金額は、年利2.500%、期間110日の金利を含めた金額とします。
- (3) 約束手形の支払先は、〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地
北海道木材産業協同組合連合会
代表理事会長 松原 正和 とします。
- 6 物件の引渡 : 代金の納入が確認された後、又は約束手形の振出日以降速やかに通知致します。
- 7 搬出期限 : 一般材 = 令和3年10月31日
原料材 = 令和3年10月31日
(搬出を開始する際は事前に道木連の担当者に連絡してください)
- 8 その他 : (1) 搬出期間を延長しようとする場合は、事前に連絡をすること。
また、その場合は、搬出延滞料として当該延滞期間1日につき、搬出延滞物件に関わる販売代金の1000分の1に相当する金額を徴収します。
- (2) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札は無効となる。

- (3) 入札参加資格は、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通知)、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づき指名停止を受け、林産物売り払いに係る競争参加資格に制限を受けている者については、その制限を受けている期間中でない者としします。
- (4) 上記以外の事項については、道木連及び地元の商習慣によることとしします。

- 9 取引銀行 : (1) 北洋銀行 札幌駅南口支店 (普) 0132529
(2) 北海道銀行 道庁支店 (普) 0677847
(3) 大地みらい信用金庫 札幌支店 (普) 0001352

口座名 北海道木材産業協同組合連合会 代表理事会長 松原 正和
TEL 011-251-0683

10 関係書類の閲覧場所及び問い合わせ先

事務担当 : 北海道木材産業協同組合連合会 (担当 : 吉田、半澤)
札幌市中央区北4条西5丁目1番地

TEL : 011-251-0683

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴殿の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為をする者
- (2) 法的に責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

道木連入札心得書

- 第1 入札に参加しようとする者は、造林木(素材)販売公告及び造林木(素材)買受誓約書等、道木連入札規定(造林木(素材))の条項を熟知し、現物熟覧のうえ入札をして下さい。
- 第2 現地説明に参加する者は、造林木(素材)販売公告において指定した日時及び場所に集合して下さい。
なお、指定場所までの交通費等現地説明に係る一切の費用は負担しません。
- 第3 入札に参加しようとする者は、北海道木材産業協同組合連合会(以下「道木連」という。)の説明する販売物件の所在する区域、内容、伐採、搬出等の注意事項を承知し十分現物熟覧のうえ入札をして下さい。
また、入札に当たっては、「入札書」と「造林木(素材)買受誓約書」を同時に提出して下さい。なお、「造林木(素材)買受誓約書」を一度提出された入札者は、以降の入札について「入札書」のみの提出で、「造林木(素材)買受誓約書」の提出があったものとみなします。
- 第4 入札に参加するに当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行うことは許しません。
- 第5 競争参加に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、代理人をもって入札をしようとするときは、委任状を入札執行前に道木連に提出し、代理権の確認を受けて下さい。また、入札書には、代理人の記名、押印を必ず行って下さい。
- 第6 入札参加者は、入札執行前に10万円の入札保証金又はこれに代わる担保を道木連に納付し、又は提供して頂きます。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではありません。
2 入札保証金又はこれに代わる担保のうち、落札者の納付又は提供に係るものは、その者が契約を結ばないときは、道木連に帰属します。
3 入札保証金には利息は付きません。
- 第7 複数の入札に参加する場合であっても、入札保証金は第9で定めた金額とします。
- 第8 入札書については、入札参加者は、販売物件(物件番号)ごとに入札書を一札とし内封筒とし、物件番号を表記のうえ二重封筒の表に「郵便入札」と「朱書き」して入札先あてまで配達証明付きで郵便して下さい。なお、持参する場合には、入札締切日までに販売物件(物件番号)ごとに入札書を一札とし内封筒に物件番号を表記のうえ二重封筒とし道木連まで提出して下さい。
- 第9 入札参加者が入札書に記入する金額は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)を除いた金額(契約希望金額に110分の100を乗じた金額)とします。
- 第10 入札参加者は、いったん提出した入札書の引換、変更又は取消をすることが出来ません。なお、入札参加者が誤って消費税を加算した総額を記載して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記してあったとしても、また、入札参加者がこのことに気付き落札以前に訂正又は取消の申出があったとしても、当該入札書は、消費税を除く金額を記載し入札したものと見なし、有効として

処理し誤りの訂正、取消等は認めないものとします。

第 11 開札は、入札会場にて担当者立会のうえで入札執行者が執行し、入札書比較価格以上の最高価格の入札をした者を落札者とし、落札金額は、当該落札者の入札金額に消費税（1円未満の端数は切り捨てます。）を加算した額とします。ただし、落札となるべき同価の入札が2人以上あるときは、入札執行者の指示に基づきくじ引きにより落札者を決定します。

第 12 開札の結果、入札価格が入札書比較価格に達しないときは、直ちに再度入札を行います。

第 13 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者の入札したもの。
- (2) 誤字、脱字、汚染、塗まつ、き損等により物件番号、金額、氏名又は名称を認知しがたいもの。
- (3) 入札書の記載事項が不明なもの。
- (4) 記名押印のないもの。
- (5) 入札書の記載事項を訂正した場合において、訂正印の押印がないもの。ただし、入札金額を訂正した入札書は訂正印の押印の有無にかかわらず無効とします。
- (6) 第4の行為を行った者の入札したもの。
- (7) 委任状を提出しない代理人の入札したもの。
- (8) 同一事項の入札について、同一人が2以上の入札をしたもの又は入札参加者若しくはその代理人が他の入札者の代理をして入札したもの。
- (9) 入札保証金を納めていないか又は不足をしている者の入札したもの。
- (10) 郵便等をもって入札する場合において、入札書が指定場所に指定日までに到達していないとき、又はその封筒面で入札書であることが認めがたいとき。
- (11) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」の項目に該当する者が入札したもの。
- (12) その他、道木連入札心得に違反したとき。

第 14 入札参加者が連合し又は連合する恐れがありその他入札を公正に行うことが出来ないと認めるときは、その入札を取り消すことがあります。

第 15 落札者以外の者の入札保証金は、入札終了後入札保証金預かり書と引換に返還しますので、入札保証金預かり書は紛失等しないようにご注意願います。

第 16 落札者には、道木連より請求書が送付されますのでその時点で売買契約が合ったものと見なし、納入指定期日までに請求金額を納付して頂きます。なお、指定期日までに納付されない場合は、道木連が定める違約金を支払って頂きます。

第 17 落札者は、第 16 本文に従わず、契約を無効とした場合は、違約金として請求金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として納めて頂きます。

第 18 入札及び契約の履行に当たり不正の行為等をした者は、後5年間は道木連の実施する造林木等の入札に参加させないことがあります。

森林整備センター 委託販売物件一覧

入札予定日

令和3年8月19日

物件 番号	所在地	土場 番号	桧番号	樹種	本数	材積 (m ³)	m ² 廻り	摘要欄		応札 枚数	開札結果	
											二番札	一番札
1	積丹町野塚	Y 1	S2-1	原材料N (トドマツ)	2,103	94.735	0.045	間伐材 2.40m	搬出期限 6-34cm 令和3年10月31日			
2	積丹町野塚	Y 1	S2-2	原材料N (トドマツ)	層積	165.191	—	間伐材 2.40m	換算率 搬出期限 0.59 令和3年10月31日			
3	積丹町野塚	Y 1	S2-3	原材料N (トドマツ)	層積	232.451	—	間伐材 2.40m	換算率 搬出期限 0.59 令和3年10月31日			
4	積丹町野塚	Y 1	S2-4	トドマツ	883	111.772	0.127	間伐材 3.65m	14-22cm 搬出期限 令和3年10月31日			
5	積丹町野塚	Y 1	S2-5	トドマツ	551	136.606	0.248	間伐材 3.65m	24-36cm 搬出期限 令和3年10月31日			
6	積丹町野塚	Y 1	S2-6	トドマツ	1,691	213.825	0.126	間伐材 3.65m	14-22cm 搬出期限 令和3年10月31日			
7	積丹町野塚	Y 1	S2-7	トドマツ	1,389	179.968	0.130	間伐材 3.65m	14-22cm 搬出期限 令和3年10月31日			
8	積丹町野塚	Y 1	S2-8	トドマツ	411	100.098	0.244	間伐材 3.65m	24-36cm 搬出期限 令和3年10月31日			
9	積丹町野塚	Y 1	S2-9	原材料N (トドマツ)	527	87.620	0.166	間伐材 3.65m	14-40cm 搬出期限 令和3年10月31日			

販売物件明細書

入札番号	1
------	---

(単位：長級 m、径級 cm、材積 m³)

物件所在地	樺番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
積丹山元	03-Y1-S2-1	積丹町有林 (分収造林契約地)	原料材N (トドマツ)	43~44	原料材	2.40	6~34	原料材	2,103	94.735	0.045	
						樹種		計	2,103	94.735	0.045	
						樺		計	2,103	94.735	0.045	
						認定番号		計	2,103	94.735	0.045	

入札番号	2
------	---

(単位：長級 m、径級 cm、材積 m³)

物件所在地	樺番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
積丹山元	03-Y1-S2-2	積丹町有林 (分収造林契約地)	原料材N (トドマツ)	43~44	原料材	2.40	-	原料材	0	165.191	0.000	層積率59%
						樹種		計	0	165.191	0.000	
						樺		計	0	165.191	0.000	
						認定番号		計	0	165.191	0.000	

販売物件明細書

入札番号	3
------	---

(単位：長級 m、径級 cm、材積 m³)

物件所在地	桧番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
積丹山元	03-Y1-S2-3	積丹町有林 (分取造林契約地)	原料材N (トドマツ)	43~44	原料材	2.40	-	原料材	0	232.451	0.000	層積率59%
						樹	種	計	0	232.451	0.000	
						桧	計	0	232.451	0.000		
					認定番号計			0	232.451	0.000		

入札番号	4
------	---

(単位：長級 m、径級 cm、材積 m³)

物件所在地	桧番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
積丹山元	03-Y1-S2-4	積丹町有林 (分取造林契約地)	トドマツ	43~44	一般材	3.65	14~22	込一般	883	111.772	0.127	
						樹	種	計	883	111.772	0.127	
						桧	計	883	111.772	0.127		
					認定番号計			883	111.772	0.127		

販売物件明細書

入札番号	5
------	---

(単位：長級 m、径級 cm、材積 m³)

物件所在地	樺番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
積丹山元	03-Y1-S2-5	積丹町有林 (分収造林契約地)	トドマツ	43~44	一般材	3.65	24~36	込一般	551	136.606	0.248	
							樹種 計		551	136.606	0.248	
							樺 計		551	136.606	0.248	
認定番号 計									551	136.606	0.248	

入札番号	6
------	---

(単位：長級 m、径級 cm、材積 m³)

物件所在地	樺番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
積丹山元	03-Y1-S2-6	積丹町有林 (分収造林契約地)	トドマツ	43~44	一般材	3.65	14~22	込一般	1,691	213.825	0.126	
							樹種 計		1,691	213.825	0.126	
							樺 計		1,691	213.825	0.126	
認定番号 計									1,691	213.825	0.126	

販売物件明細書

入札番号	7
------	---

(単位：長級 m、径級 cm、材積 m³)

物件所在地	桧番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
積丹山元	03-Y1-S2-7	積丹町有林 (分取造林契約地)	トドマツ	43~44	一般材	3.65	14~22	込一般	1,389	179.968	0.130	
						樹	種	計	1,389	179.968	0.130	
						桧	計	1,389	179.968	0.130		
					認定番号計			1,389	179.968	0.130		

入札番号	8
------	---

(単位：長級 m、径級 cm、材積 m³)

物件所在地	桧番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
積丹山元	03-Y1-S2-8	積丹町有林 (分取造林契約地)	トドマツ	43~44	一般材	3.65	24~36	込一般	411	100.098	0.244	
						樹	種	計	411	100.098	0.244	
						桧	計	411	100.098	0.244		
					認定番号計			411	100.098	0.244		

販売物件明細書

入札番号	9
------	---

(単位:長級 m、径級 cm、材積 m³)

物件所在地	植番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
積丹山元	03-Y1-S2-9	積丹町有林 (分収造林契約地)	原料材N (トドマツ)	43~44	原料材	3.65	24~40	原料材	164	42.652	0.260	
						3.65	14~22	原料材	299	37.261	0.125	
						3.65	14~32	原料材	64	7.707	0.120	
						樹	種	計	527	87.620	0.166	
					樹			計	527	87.620	0.166	
					認定番号計			計	527	87.620	0.166	

森林整備センター委託販売物件検知野帳一覧

入札番号	4	桝番号	S 2 - 4
所在地	積丹山元	樹種	トドマツ
長 級	径 級	本 数	材 積
3.65	14	53	3.816
	16	214	19.902
	18	251	29.618
	20	199	29.054
	22	166	29.382
計		883	111.772

入札番号	5	桝番号	S 2 - 5
所在地	積丹山元	樹種	トドマツ
長 級	径 級	本 数	材 積
3.65	24	259	54.390
	26	141	34.827
	28	97	27.742
	30	23	7.567
	32	23	8.602
	34	6	2.532
	36	2	0.946
計		551	136.606

入札番号	6	桝番号	S 2 - 6
所在地	積丹山元	樹種	トドマツ
長 級	径 級	本 数	材 積
3.65	14	71	5.112
	16	403	37.479
	18	527	62.186
	20	422	61.612
	22	268	47.436
計		1,691	213.825

入札番号	7	桝番号	S 2 - 7
所在地	積丹山元	樹種	トドマツ
長 級	径 級	本 数	材 積
3.65	14	37	2.664
	16	331	30.783
	18	402	47.436
	20	338	49.348
	22	281	49.737
計		1,389	179.968

入札番号	8	桝番号	S 2 - 8
所在地	積丹山元	樹種	トドマツ
長 級	径 級	本 数	材 積
3.65	24	210	44.100
	26	100	24.700
	28	62	17.732
	30	27	8.883
	32	9	3.366
	34	2	0.844
	36	1	0.473
計		411	100.098

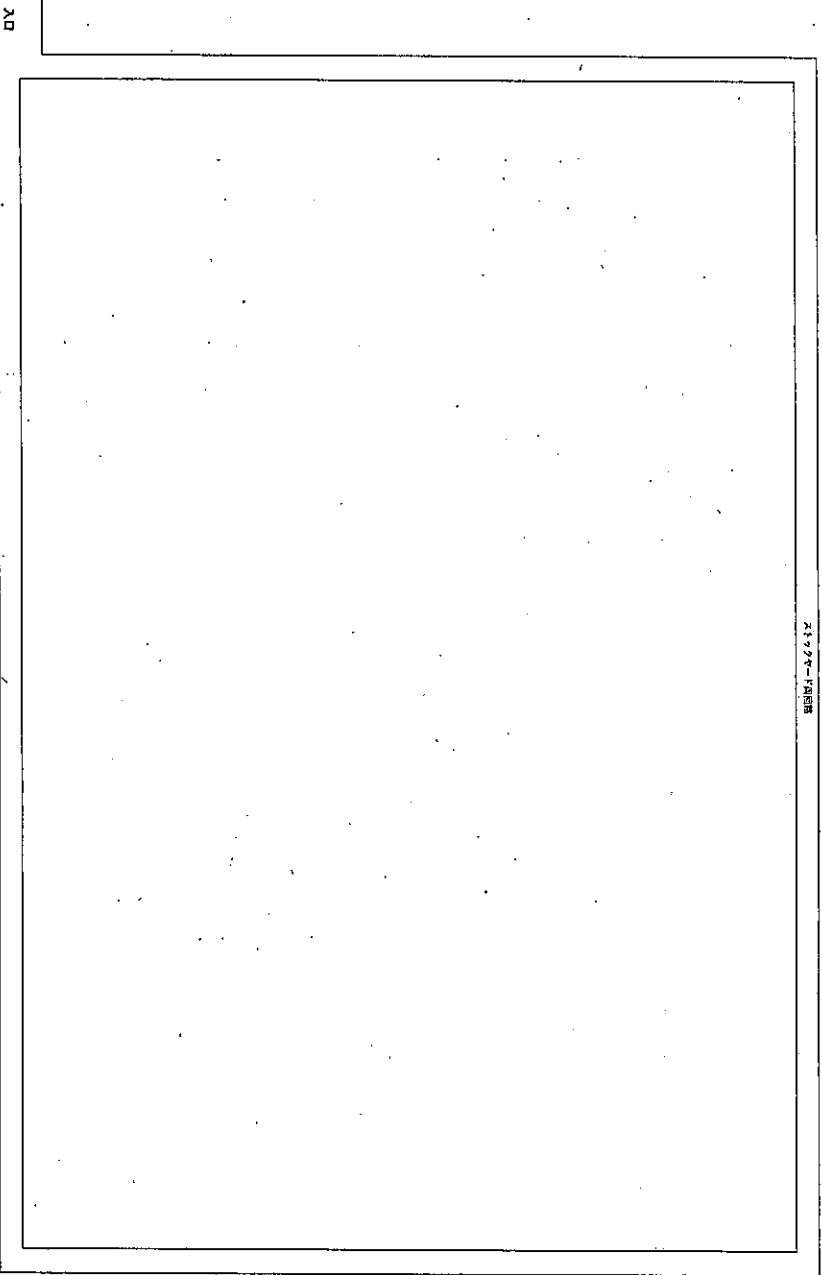


積丹町役場より国道229号線を野塚方面へ14.2kmほど進むと左手に積丹林道に接続する町道入口があるので左折する。そのまま町道を1.8kmほど進むと右手にY1号土場。

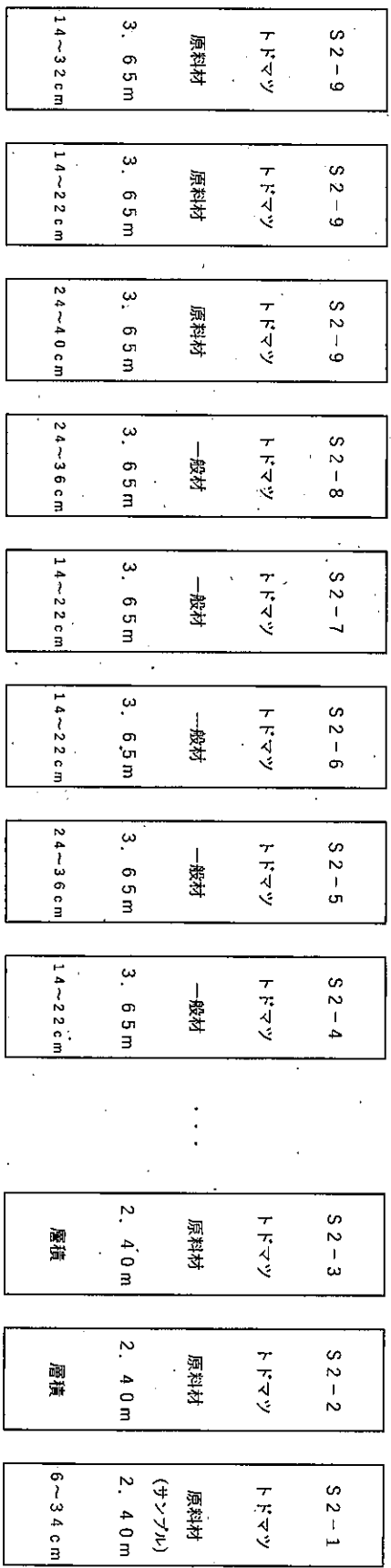
土場配置図

S2-9	1Fマツ	原付	3.65m	14-22cm
S2-8	1Fマツ	原付	3.65m	14-22cm
S2-9	1Fマツ	原付	3.65m	24-40cm
S2-8	1Fマツ	原付	3.65m	24-36cm
S2-7	1Fマツ	原付	3.65m	14-22cm
S2-6	1Fマツ	原付	3.65m	14-22cm
S2-5	1Fマツ	原付	3.65m	24-36cm
S2-4	1Fマツ	原付	3.65m	24-22cm
...				
S2-3	1Fマツ	原付	2.40m	原付
S2-2	1Fマツ	原付	2.40m	原付
S2-1	1Fマツ	原付 (マツノ)	2.40m	6-34cm

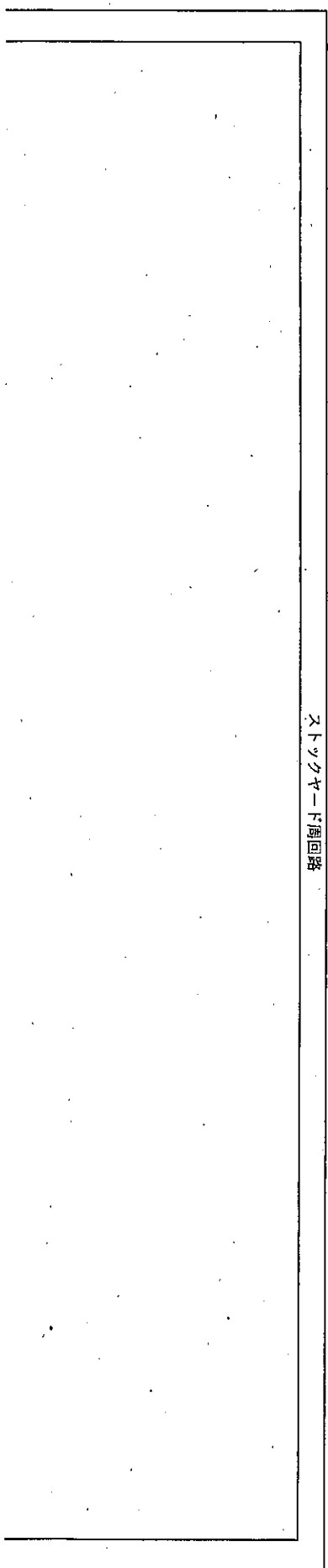
21728-1R008



機番号	樹種	長径 (m)	径級 (cm)	種別	本数 (本)	材積 (m ³)
S2-1	トドヅツ	2.40	6~34	原料材	2,103	94.735
S2-2	トドヅツ	2.40	層横	原料材	-	165.191
S2-3	トドヅツ	2.40	層横	原料材	-	232.451
S2-4	トドヅツ	3.65	14~22	一般材	883	111.772
S2-5	トドヅツ	3.65	24~36	一般材	551	136.606
S2-6	トドヅツ	3.65	14~22	一般材	1,691	213.825
S2-7	トドヅツ	3.65	14~22	一般材	1,389	179.968
S2-8	トドヅツ	3.65	24~36	一般材	411	100.098
S2-9	トドヅツ	3.65	24~40	原料材	164	42.652
S2-9	トドヅツ	3.65	14~22	原料材	299	37.261
S2-9	トドヅツ	3.65	14~32	原料材	64	7.707
合計						1322.266



ストックヤード周回路



入札書

森林整備センター委託販売物件

入札対象物件 物件番号

入札金額									
			百			千			円
								0	0

入札金額は、100円単位とし、端数がある場合は切り上げとします。
入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので、代金請求金額は上記金額に10%（1円未満の端数は切り捨てます。）に相当する額を加算した金額となること及び道木連入札心得書を承知のうえ、入札します。

令和3年 月 日

北海道木材産業協同組合連合会
代表理事会長 松原 正和 様

住所
氏名
印

入札書

森林整備センター委託販売物件

入札対象物件 物件番号

入札金額									
			百			千			円
								0	0

入札金額は、100円単位とし、端数がある場合は切り上げとします。
入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので、代金請求金額は上記金額に10%（1円未満の端数は切り捨てます。）に相当する額を加算した金額となること及び道木連入札心得書を承知のうえ、入札します。

令和3年 月 日

北海道木材産業協同組合連合会
代表理事会長 松原 正和 様

住所
氏名
印

造林木（素材）買受誓約書

売渡人北海道木材産業協同組合連合会（以下「甲」という。）が国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター（以下「丙」という。）から受託を受けて販売する造林木（素材）の買受について、次の条項を熟知し入札をすることとし、落札者となった場合には条項について承諾したことを誓約します。

年 月 日

買受人（乙）

住 所

氏 名

㊦

（売買代金の納付方法及び期限）

第1条 乙は、甲より売買代金の請求があったときは、甲の指定する方法により、指定した期限までに完納しなければならない。

（所有権の移転）

第2条 売買物件の所有権の移転の時期は、第1条に定める売買代金が甲に完納された時乙に移転するものとする。

（売買物件の）標示等）

第3条 売買物件は、販売公告に表示した区域内に集積された素材とする。

（売買物件の引渡）

第4条 甲は、売買代金が完納されたときに、引渡しは完了したものとみなす。

（危険負担）

第5条 所有権が移転した時から天災その他不可抗力など、甲の責めに帰することができない事由により、売買物件が滅失し又は損傷した時の損害は、乙の負担とする。

（かし担保責任）

第6条 乙は、甲より売買代金の請求があった後、売買物件の樹種及び数量の異動又は物件に隠れた傷がある場合においても、甲に対し異議を申し立てることが出来ないものとする。

（権利の譲渡）

第7条 乙は、この誓約書によって生ずる権利、義務を第3者に売却又は譲渡し、継承させてはならない。

（引き渡し前の作業禁止）

第8条 乙は、売買物件について搬出等の作業を行う場合は、第4条の引渡しを受けた後でなければこれを行ってはならない。

（売買物件搬出等の義務）

第9条 乙は、売買物件を搬出期間内に分収造林地外に搬出しなければならない。

2 乙は、売買物件を搬出するに当たり、搬出に必要な経費については、乙の負担によ

り措置するものとする。

(搬出期限の延長)

第 10 条 乙は、やむを得ない事由により搬出期限内に売買物件の搬出が終わらないときは、事由を付して搬出期限満了前（5日以上）に、その期間の延長を甲に申し出て、その承認を得なければならない。ただし、天災その他不可抗力に依るときは、その搬出期間経過後においても申し出ることができる。

2 前項の期間延長は、延期が数回にわたる場合でも丙の承認が無ければ延長は認められないものとする。

3 乙は、搬出期間延長の承認を受けようとする場合は、丙が定める金額を支払うものとする。ただし、丙が認めた場合は、この限りではない。

(造林木の保護)

第 11 条 乙は、分収造林地内の立木については、これを損傷してはならない。ただし、丙が植栽した樹木以外の除伐対象木であって、搬出等の支障となるものは、丙の承認を得たうえで、これを伐倒することができるものとする。

2 乙は、分収造林地内の立木に損傷を与えたときは、速やかに甲及び丙に届け出てその指示を得なければならない。

3 売買区域内及び売買区域外で、売買物件の搬出に支障となる立木の販売については、別途販売協議を行うこととし、丙の承認を得た後でなければ当該立木を伐倒、搬出することはできないものとする。

(損害賠償)

第 12 条 乙は、売買物件の搬出に当たり、分収造林地及び丙の施設等に損害を与えたときは、丙の指示するところにより、その損害賠償金を納付しなければならない。その場合において乙の使用人、代理人及び請負人が加えた損害についても、乙がこの責任を負うものとする。

2 乙は、売買物件の搬出等に当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の責任及び負担においてこれを解決するものとし、甲及び丙は一切の責任及び負担を負わないものとする。

(作業開始及び完了の届出)

第 13 条 乙は、売買物件の搬出を開始する前及び終わったときは、遅滞なくその旨を甲及び土地所有者に書面等により報告するものとする。なお、終了したときには、書面に加え現地の写真を添付して提出するものとする。

(跡地検査の立会)

第 14 条 乙は、甲が実施する跡地検査に立会を求められたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

2 甲は、やむを得ず乙が跡地検査に立合わないときは、甲のみで検査を行うことができるものとする。この場合において、乙はその結果について異議を申し立てることはできないものとする。

(搬出未済物件の処置)

第 15 条 前条の跡地検査により、搬出未済のものがあることを確認したときは乙がその所有権を放棄したものとみなし、当該搬出未済物件は丙に帰属するものとする。この

場合において、丙に損害があるときは、乙は丙の指示するところによりその損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができるものとし、契約を解除したことにより生ずる乙の損害については、これを一切負担しないものとする。

- (1) 乙が第 1 条に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が第 9 条の規定に違反したとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当したとき。

① 以下の契約の相手方として不適当な者に該当したとき

- ・ 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- ・ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

② 契約の相手方として不適当な行為をする者に該当したとき

- ・ 暴力的な要求行為をする者
- ・ 法的に責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ・ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- ・ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- ・ その他前各号に準ずる行為を行う者

(契約解除による違約金)

第 17 条 前条の規定により契約を解除された場合は、乙が甲に納入した契約保証金は甲に帰属するものとする。

- 2 契約保証金が免除されているときは売買代金の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(施設等の設置)

第 18 条 乙は、売買物件の搬出等のため分収造林地内に施設等を設置する必要があるときは、甲又は丙の承認を受けなければならない。ただし、頭書に指定したものについては、この限りではない。

- 2 乙が設置した分収造林地内の施設等は、その使用を終わり、又は契約の解除があつ

たときは、乙は、甲又は丙の指定する期間内に収去し、土地を原状回復しなければならない。ただし、特別の定めをしたとき、又は丙の承認を受けたときは、この限りでない。

3 乙は、前項に規定する義務を怠ったため丙に損害を与えたときは、丙の指定するところによりその損害を賠償しなければならない。

4 第2項の指定期間内に収去しない施設等は、乙がその所有権を放棄したものとみなし丙に帰属するものとする。なお、未収去施設等の処分等未収去施設等に関し丙に損害が生じたときは、乙は、丙の指定するところによりその損害を賠償しなければならない。

第19条 丙は、天災その他不可抗力により、丙の施設等及び前条に基づき乙が設置した施設等が損傷したときは、本売買物件の搬出等に当たり、当該施設等の復旧の義務を負わない。

2 乙は、天災その他不可抗力により、前項の施設等が損傷し売買物件の搬出等ができない状況となったときは、甲及び丙の承認を得たうえで乙の負担により施設等の修繕を行うことができるものとする。

3 乙は、前項の規定する義務を怠ったため甲及び丙に損害又は分収造林事業に支障等を与えたときは、甲及び丙の指示するところによりその損害を賠償又は復旧等しなければならない。

(林地等の保全)

第20条 乙は、売買物件の搬出に当たり、特に林地保全、河川汚濁防止等に努めなければならない。

2 甲及び丙は、林地保全、河川汚濁の防止等に必要があると認めるときは、乙に対し、乙の負担において必要な措置をとることを求めることができるものとする。

(丙の施設等の使用)

第21条 乙は、売買物件の搬出等に当たり丙の施設等を使用するときは、搬出に使用する車両、使用する施設等の修繕、跡地の整備等に関し、丙の指示に従わなければならない。

(第三者の施設等の使用)

第22条 乙は、売買物件の搬出等に当たり第三者が設置した施設等を使用するときは、搬出に使用する車両、使用する設等に修繕、跡地の整備等に関し、当該施設等の管理者の指示に従わなければならない。

(搬出跡地の整備等)

第23条 乙は、甲の施設等を使用した場合は、売買物件の搬出後、原状に復さなければならない。ただし、特別の定めをしたとき、又は甲又は丙の承認を受けたときは、この限りではない。

(法令の遵守等)

第24条 乙は、売買物件の搬出等に当たっては、労働安全衛生に関する諸法令、道路交通法令、森林法その他関係法令を遵守しなければならない。

2 乙は、搬出作業中の事故、山林火災等が発生したときは、必要な措置を行い、速やかに甲及び丙に連絡を行うものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金)

第 25 条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、売買代金の 10 分の 1 に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払はなければならない。

- (1) 契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。次号において「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（独占禁止法第 8 条第 1 項又は第 2 項に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 1 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合も含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 13 項又は第 16 条の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 契約に関し、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(延滞金)

第 26 条 乙は、乙から甲へ支払うべき債務について納付期限までに納付しないときは、当該未納金に対し、この契約に別段の定めのある場合のほか、納付期限の翌日から納付の日までの日数につき年 5 パーセントの割合で計算した金額を延滞金として甲に納付しなければならない。

(契約外の事項)

第 27 条 この誓約書に定めがない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第 28 条 この誓約書に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、甲乙の協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。